

## 第5章 建設用地の設定

### 1 建設用地の設定手順について

建設用地の設定手順を、図 5-1 に示します。

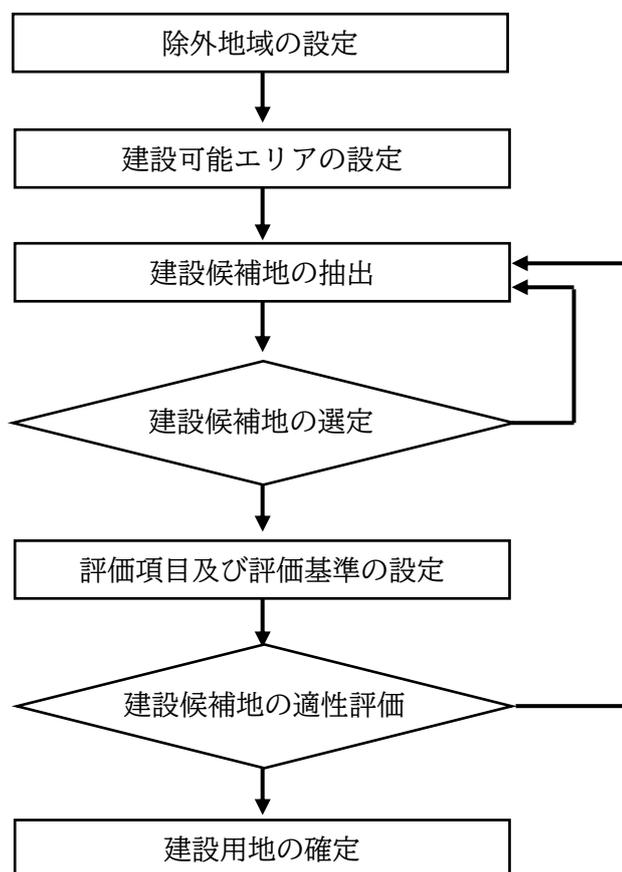


図 5-1 建設用地の選定手順

### 2 除外地域の設定

ごみ焼却施設の立地が不適当な地域を除外地域とします。

和光市においては、東武鉄道と和光市駅を中心に土地利用の高度化が進んでいること、また、市街化区域においては用途地域を定め、土地利用を誘導していること、市街化調整区域においても一部において土地利用が定まっていることを鑑み、除外地域は表 5-1 のとおりとします。

表 5-1 除外地域の設定条件

区域	除外地域となる区域	設定理由
市街化区域内	住居系・商業系用途地域	「都市計画運用指針 第10版（平成30年9月、平成30年11月一部改訂）」（国土交通省）においては、廃棄物処理施設の位置は、「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。」（p.257）とされているため。
市街化調整区域内	キャンプ朝霞（CAMP DRAKE）跡地	「和光市基地跡地利用計画」（平成20年6月）において、土地利用の方向性が定められているため。
	荒川堤外地	堤外地であり、荒川近郊緑地保全区域に指定されているため。

### 3 建設可能エリアの設定

和光市内において除外地域に該当しない地域を、建設可能エリアとします。詳細は、表 5-2 及び図 5-2 に示すとおりです。

表 5-2 建設可能エリア

番号	所在地	用途地域等
①	新倉4丁目、同5丁目、同6丁目、同7丁目、同8丁目	準工業地域、工業専用地域
②	新倉3丁目、同4丁目、同7丁目、同8丁目、下新倉5丁目、同6丁目	市街化調整区域
③	新倉1丁目、本町	工業地域
④	白子3丁目	準工業地域
⑤	丸山台2丁目、同3丁目、中央1丁目、同2丁目、広沢2丁目	準工業地域、工業地域
⑥	白子2丁目	準工業地域
⑦	白子2丁目	工業地域



## 4 建設候補地の抽出

建設可能エリアごとに、現況の土地利用を考慮し、建設候補地を抽出することが可能か検討を行います。

建設候補地の面積要件は、第4章で推計した施設規模を踏まえ、同規模の事例から推計し建築面積として6,300m<sup>2</sup>程度必要となること、また、このほかに、計量棟、搬入道路、周回道路、駐車場、雨水流出抑制施設（調整池）、緑地等を配置し、合計約25,000m<sup>2</sup>程度の敷地が必要となることから、建設可能エリアごとに、約25,000m<sup>2</sup>以上の空地を確保できるか否かを判定します。

表 5-3 建設候補地の敷地面積要件

種別	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
工場棟	6,300	同規模の事例から推計。
計量棟	350	現有施設及び同規模の事例から推計。
駐車場	2,500	現有施設及び同規模の事例から推計。
周回道路	4,600	工場棟を周回する道路。メンテナンスに必要な車両の駐車を考慮して十分な幅員を有する道路として設定。
搬入道路	3,600	ごみ搬入のための道路とし、多量排出時の車両滞留スペースを兼ねるものとして十分な面積を設定。
雨水流出抑制施設 (調整池)	500	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」から要求される容量を確保できる面積を設定。
緑地	7,700	緑化率 25%以上を確保。
合計	25,550	

建設候補地の抽出結果は表 5-4 に示すとおり、エリア②のみで建設候補地の抽出が可能となります。

表 5-4(1) 建設候補地の抽出検討結果

番号	判定	判定根拠
①	×	<p>当該エリアの半分は、荒川右岸流域下水道の新河岸川水循環センター、和光市アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）となっています。また松ノ木島土地区画整理事業地区は工業専用地域に指定されていますが、すでに企業が進出しており、建設候補地の確保は困難です。</p> <p>また、和光北インター地域土地区画整理事業地区（準工業地域）は、「地区計画及び地区計画条例の運用基準 和光北インター地区（平成 29 年 3 月）（和光市建設部都市整備課）」により新産業地区・物流地区として主に機械・金属・情報分野等の新産業の工場等及び倉庫・流通センター等の立地誘導を図ることとされており、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物の立地は制限されており、建設候補地の確保は困難です。</p> 

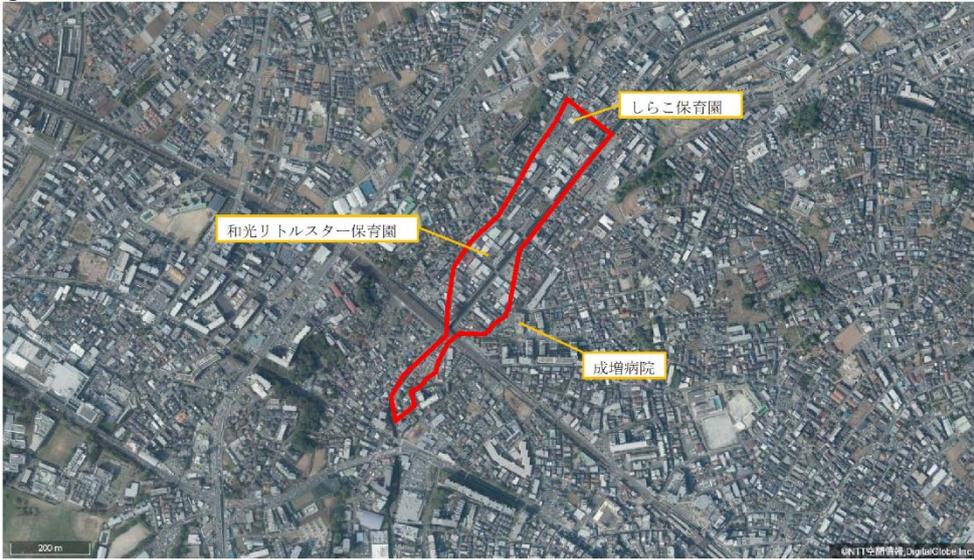
注：判定欄 ○：建設候補地確保可能、×建設候補地確保不可

表5-4(2) 建設候補地の抽出検討結果

番号	判定	判定根拠
②	○	<p>当該エリアの西半分は、農地となっています。東半分は農地と資材置場、駐車場等の混在地となっています。また水道道路よりも南側は、学校、病院、図書館、児童館、学童クラブ、事業所等と農地の混在地となっています。農地部分を活用することにより建設候補地の確保は可能です。</p> 
②	×	<p>当該エリアの北半分は、小学校、住宅地、事業所が立地しています。また南半分は東京メトロ和光検車区となっています。空地はなく、建設候補地の確保は困難です。</p> 

注：判定欄 ○：建設候補地確保可能、×建設候補地確保不可

表5-4(3) 建設候補地の抽出検討結果

番号	判定	判定根拠
③	×	<p>当該エリアは、主として事業所、住居（マンション等）、保育園等が立地しており、空地はなく、建設候補地の確保は困難です。</p> 
④	×	<p>当該エリアは、理化学研究所、東京大学原子核科学研究センター、本田技術研究所のほか、住居が立ち並んでおり、空地はなく、建設候補地の確保は困難です。</p> 

注：判定欄 ○：建設候補地確保可能、×建設候補地確保不可

表5-4(4) 建設候補地の抽出検討結果

番号	判定	判定根拠
⑤	×	<p>当該エリアは、本田技研工業の事業用地となっており、空地は無く、建設候補地の確保は困難です。</p> 
⑥	×	<p>当該エリアは、主としてマンションが立ち並んでおり、空地は無く、建設候補地の確保は困難です。</p> 

注：判定欄 ○：建設候補地確保可能、×建設候補地確保不可

## 5 建設候補地の選定

「4 建設候補地の抽出」の結果を踏まえ、以下の方針に基づき建設可能エリア②から建設候補地を選定します。

- ① 現時点で将来の用途が確定していない市有地がある場合には、その活用を優先すること。
- ② ごみ運搬車両の走行を考慮し、2車線<sup>注)</sup>以上の道路に面していること。
- ③ 現況の土地利用を考慮し、住居等の移設を極力避けること。

注：「道路構造令」（昭和45年政令第320号）によれば、第3種第4級に相当する市町村道の車線幅員は、2.75m/車線となっており、2車線道路では5.5mとなります。

建設可能エリア②における2車線以上の道路及び市有地の分布状況は、表5-5及び図5-3に示すとおりです。

建設可能エリア②には全部で11か所の市有地が存在しますが、そのうち2車線以上の道路と接道しているのは、7か所のみです。さらに現況の土地利用として、広域処理施設の整備用地として想定ができる土地は、旧ごみ焼却場敷地及び清掃センター駐車場敷地の2か所のみとなっています。

旧ごみ焼却場敷地及び清掃センター駐車場敷地を合わせても6,235m<sup>2</sup>であり、必要面積に達しないことから、周辺の農地等を含めて図5-4のとおり必要面積を確保するものとします。

表5-5 建設可能エリア②における市有地と2車線以上の道路との接道状況

番号	資産名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	2車線道路との接道	現況
①	ケアハウス桜の里敷地	新倉八丁目 321-9	2,010.86	○	ケアハウス
②	福祉の里敷地	新倉八丁目 318-3 外	5,876.81	○	介護老人保健福祉施設
③	旧ごみ焼却場敷地	新倉八丁目 2595-3 外	3,636	○	リサイクル施設
④	清掃センター駐車場敷地	新倉八丁目 2569-3 外	2,599	○	駐車場
⑤	坂下土地改良区記念碑敷地	新倉八丁目 2557-2 外	234		記念碑
⑥	農業体験センター(アグリパーク)敷地	新倉八丁目 2443 外	2,593.69		農業施設
⑦	新倉交番敷地	新倉三丁目 2061-2	375.79	○	交番
⑧	有機農法試験ほ場	下新倉六丁目 96-1 外	997		試験ほ場
⑨	田(雑種地)	下新倉六丁目 87-1	957		未利用地
⑩	清掃センター敷地	下新倉六丁目 3525 外	6,481.03	○	清掃センター
⑪	下新倉小学校敷地	下新倉五丁目 326 外	8,775	○	小学校

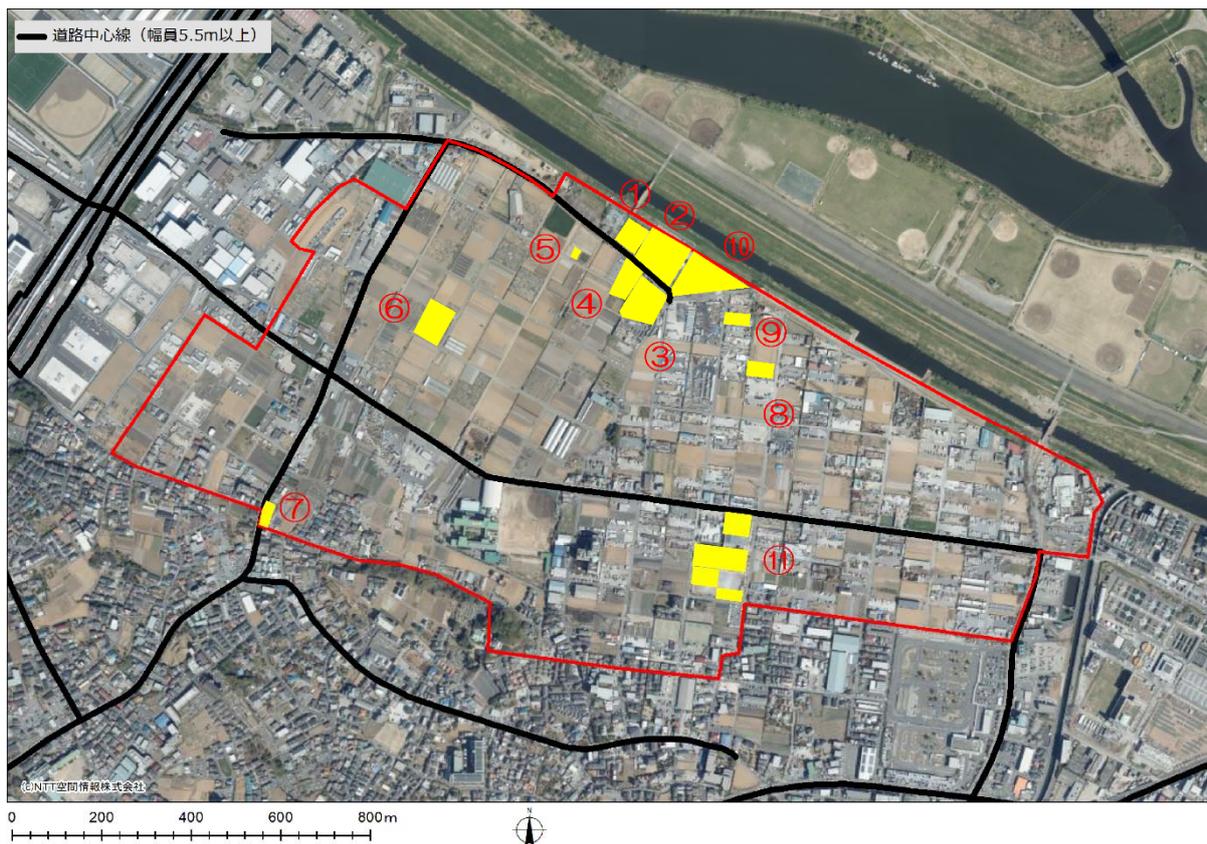


図 5-3 建設可能エリア②における市有地の分布と2車線以上の道路の位置

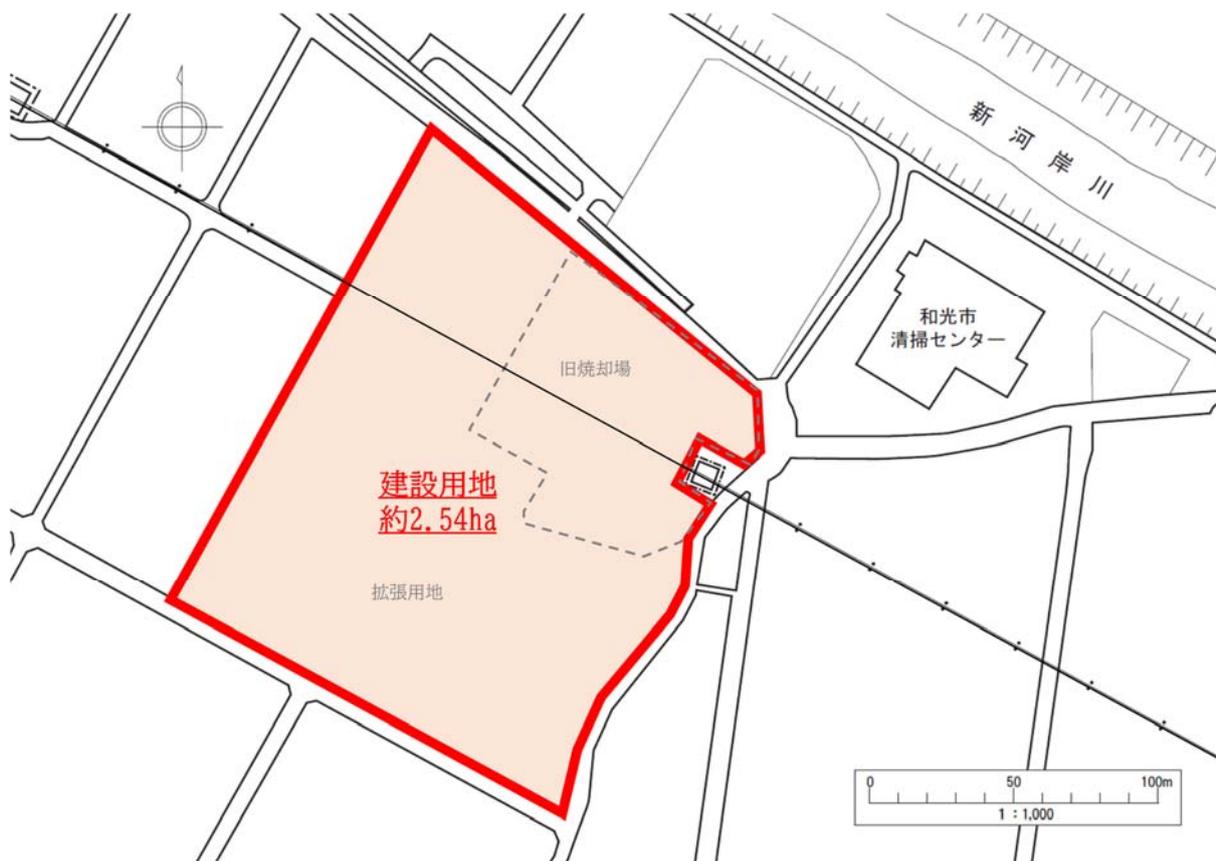


図 5-4 建設候補地

## 6 評価項目及び評価の視点の設定

選定された建設候補地において広域処理施設を整備するに当たり、本構想及び今後調査を行う施設整備基本計画において検討すべき課題を抽出するため、建設候補地の適性を評価することとします。

評価項目及び評価の視点を、表 5-6 に示します。

表 5-6(1) 評価項目及び評価の視点

評価項目		評価の視点
土地利用	土地利用規制	保安林、農振農用地区域等、当該土地の利用を規制する法規制がかかっているか。
	保全地区等	近郊緑地保全地区等の保全地区指定があるか。
	都市計画等	用途地域上の制約等はあるか。
	現況の土地利用	当該建設候補地に施設を整備するに当たり、支障物となりそうな地物、物件はないか。
自然環境	自然環境保全	自然環境保全のための指定規制がかかっているか。
	貴重な動植物	貴重な動植物の生育・生息等が確認されているか。
地形・地質・地歴	地形	平坦で造成しやすい地形か。
	地質	堅固で支持層が容易に得られる地形か。
	地歴	土壤汚染の地歴がないか。
防災	土砂災害等	土砂災害、地滑り防止等の法規制がかかっているか。
	活断層、想定震度	付近に活断層はあるか。想定震度はいくつか。
	浸水想定、浸水被害記録	浸水想定区域に入っているか。どの程度の浸水が想定されるか。
	液状化の可能性	液状化の可能性のある地域か。
生活環境	保全対象施設との距離	社会福祉、教育、病院等の保全対象施設との離隔はどの程度離れているか。
	民家、集落との距離	民家、集落からどの程度離れているか。
	日照阻害	施設の整備に伴い、日照阻害の影響を被る可能性があるか。
	人口集中地区との距離	人口集中地区（DID）から離れているか。
インフラ整備状況	道路	主要道路からの搬入経路として、拡幅・改良等の必要な箇所はあるか。
	給水	上水道もしくは工業用水の供給は十分か。
	排水（污水）	施設排水に余剰水が出た場合の処理先（放流先）として下水道が整備されているか。

表5-6(2) 評価項目及び評価の視点

評価項目		評価の視点
インフラ 整備状況	電気	特別高圧の引き込みは容易か。 逆潮した時に系統連携上の余裕はあるか。
	収集・運搬	車両集中
将来計画と 土地利用	将来計画	和光市の振興計画等の将来的なプロジェクトとの不整合はないか。
	土地利用計画	将来的な土地利用計画との不整合はないか。
	地域活性化への 貢献	廃棄物エネルギーの利活用として、地域活性化に貢献できる余地はあるか。
その他	景観への影響	景観計画上、配慮すべき事項はあるか。 当該建設候補地に施設を整備することにより、眺望阻害など景観上の影響は生じうるか。
	史跡・文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地等が存在しているか。

※ 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」（公益社団法人 全国都市清掃会議）を参考に設定。

## 7 評価結果

「6. 評価項目及び評価の視点の設定」において設定した評価項目及び評価の視点から、選定された建設候補地について、その適性を評価し、合わせて課題を抽出します。その結果を、表5-7に示します。

当該建設候補地を広域処理施設の建設用地とすることについて、著しい支障はないと評価しますが、施設の整備までに課題とされた事項について解決を図っていく必要があります。

表5-7(1) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
土地利用	土地利用規制	<p>当該建設候補地には、「森林法」に基づく国有林、保安林及び地域森林計画対象民有林、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域は存在しません。</p> <p>当該建設候補地の買収対象部分は、現状、「農地法」に基づく第1種農地ですが、ごみ焼却処理施設が土地収用法の対象事業となることから、農地転用は可能となります。</p> <p>よって<b>事業の推進に影響を与える土地利用上の規制はないと判断</b>します。</p>

表 5-7(2) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
土地利用	保全地区等	<p>当該建設候補地には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区は指定されていません。</p> <p>同じく「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地保全区域は指定されていません。</p> <p>同じく「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づくふるさと緑の景観地は指定されていません。</p> <p>よって<b>事業の推進に影響を与える保全地区等はない</b>と判断します。</p>
	都市計画等	<p>当該建設候補地は、都市計画法上の市街化調整区域となっており、用途地域の指定はありません。<b>建ぺい率 60%、容積率 200%</b>の指定を受けているほか、<b>12m 未満の前面道路幅員に乗じる容積率算定係数、道路斜線制限、隣地斜線制限</b>が設定されています。</p> <p>旧ごみ焼却場敷地が現清掃センター敷地とともに都市施設（和光市ごみ焼却ごみ処理場）として都市計画決定されています。</p> <p>また、埼玉県建築基準法施行条例に基づき、<b>日影規制</b>が課されており、建設候補地は市街化調整区域であることから、敷地境界から <b>10m 以内の日影時間は5時間</b>（道の区域内にあっては4時間）、<b>10m を超える区域の日影時間は3時間</b>（道の区域内にあっては2.5時間）となっています。</p> <p>さらに、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき<b>緑化基準</b>が定められており、<b>敷地面積の 25%</b>を緑化する必要があります。</p> <p>よって、<b>事業の推進にあたり、都市施設に係る都市計画変更</b>を行うとともに、施設整備に当たり制約となる<b>建ぺい率、容積率、日影規制、緑化基準</b>をクリアできるよう計画・設計を進めていく必要があります。</p> <p>なお、本事業は、都市計画法に基づく開発行為の許可は、公益上必要な建築物として政令に掲げられた施設を建築、建設する目的で行われることから、許可不要とされていますが、和光市まちづくり条例に基づく手続を行う必要があります。</p>

表 5-7(3) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
土地利用	現況の土地利用	<p>当該建設候補地は、旧ごみ焼却場建屋を利用した資源ごみ選別施設・ストックヤードが稼働しています。また、清掃センター駐車場敷地は、清掃センター委託事業者の通勤車両駐車場として使用されています。拡張予定地となる周辺の土地は農地等として利用されています。</p> <p>建設候補地内に施設整備に当たり支障となる工作物等として東京電力の高圧線送電鉄塔が存在しています。</p> <p>また、水路、市道が整備されています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える現況の土地利用上の課題はある</b>と判断します。今後、計画・設計段階において、以下の対応が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみ選別・ストックヤード等の機能移転</li> <li>・代替駐車場等の確保</li> <li>・送電鉄塔との離隔確保（施設配置、建屋条件、工事中の制等）</li> <li>・水路の付替え</li> <li>・市道の廃止及び付替え</li> </ul>
自然環境	自然環境保全	<p>当該建設候補地には、「自然公園法」、「埼玉県立自然公園条例」に基づく自然公園は指定されていません。</p> <p>同じく「自然環境保全法」、「埼玉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は指定されていません。</p> <p>同じく「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区は指定されていません。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える自然環境保全上の規制はない</b>と判断します。</p>
	貴重な動植物	<p>当該建設候補地には、貴重な動物に位置づけられるコウモリ類、禽類、貴重な植物に位置づけられる巨樹・巨木林、特定植物群落は確認されていません。</p> <p>当該建設候補地を含む 10km×10km の二次メッシュには、絶滅危惧種として埼玉県レッドデータブックに記載されているタコノアシ、カンエンガヤツリ、チョウジソウ、ミズタカモジ、コギシギシ、ミズアオイが確認されています。</p> <p>ただし、これらの種は、湿地を好む植物であり、当該建設候補地で確認されることはほとんどないと考えられます。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える貴重な動植物が存在する可能性は低い</b>と判断します。なお、念のため、<b>当該建設候補地及び周囲の植物相調査の実施を検討するもの</b>とします。</p>

表 5-7(4) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
地形・ 地質・ 地歴	地形	<p>当該建設候補地を含む荒川沿いの地域は、三角州性低地となっています。傾斜区分は5度未満であり、平坦です。また、地形レッドデータ、地方公共団体選定の重要な地形に該当するものは存在しません。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える地形上の課題はない</b>と判断します。</p>
	地質	<p>当該建設候補地を含む荒川沿いの地域の表層地質は、第四紀の未固結堆積物（泥）となっています。付近のボーリングデータによれば、GL-20m 付近で支持層を得ることができます。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える地質上の課題はない</b>と判断します。</p>
	地歴	<p>当該建設候補地には以前、焼却施設が存在し、その建屋を利用して資源ごみ選別施設・ストックヤードが設置されていることから、土壤汚染のおそれがある土地とみなすべきです。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える地歴上の課題はある</b>と判断し、<b>改変面積が3,000m<sup>2</sup>を超える場合には「土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染状況調査を実施し、その結果いかんにより対策を検討することとします。</b></p>
防災	土砂災害等	<p>当該建設候補地には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域、「砂防法」に基づく砂防区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域は指定されていません。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える土砂災害に係る課題はない</b>と判断します。</p>
	活断層、 想定震度	<p>当該建設候補地及びその付近（アクセスルート含む）には、起震断層となる活断層は存在しません。</p> <p>当該建設候補地及びその付近（アクセスルート含む）の想定震度は、東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）を対象に震度6強と推定されています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える想定震度に係る課題はある</b>と判断します。今後、設計を進める中で、<b>想定震度に対応した設計を進める必要があります。</b></p>

表 5-7(5) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
防災	浸水想定、 浸水被害 記録	<p>当該建設候補地及びその付近（アクセスルート含む）の浸水想定は、荒川氾濫を対象に大半が 5.0～10.0m未満とされています。また、浸水実績があるエリアとされています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える浸水想定に係る課題はあると判断</b>します。今後、設計を進める中で、<b>洪水氾濫に対応した対策（盛土、プラットフォーム等の上階設置、防水扉設置等）の検討を進める必要</b>があります。</p> <p>なお、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、開発行為に際して浸水被害発生防止の観点から<b>雨水流出抑制施設の設置が義務付けられており、条例の規定に即した必要対策量を確保</b>する必要があります。</p> <p>また、建設候補地が湛水想定区域にあると判断され、盛土を行う場合には、必要対策量の上乗せがあります。</p>
	液状化の 可能性	<p>当該建設候補地及びその付近は、液状化の危険度が極めて高い地域とされています。</p> <p>よって<b>事業の推進に影響を与える液状化に係る課題はあると判断</b>します。今後、設計を進める中で、<b>建設候補地の液状化対策の検討も進める必要</b>があります。</p>
生活環境	保全対象施設との距離	<p>当該建設候補地境界と生活環境保全上の保全対象となる施設（特別養護老人ホーム和光苑）の用地境界との離隔は約 7 m となっています。</p> <p>騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）によれば、学校、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 50m の範囲は、基準値よりも 5 デシベル以上減じた値を規制基準とすることができるかとされていることを考慮すると、当該保全対象施設に近接しているため、<b>事業の推進に影響を与える生活環境保全上の課題はあると判断</b>します。今後、設計を進める中で、<b>施設稼働騒音等の予測を行い、必要に応じて対策を検討する必要</b>があります。</p>

表 5-7(6) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
生活環境	民家、集落との距離	<p>当該建設候補地境界と直近民家との離隔は約240mです。</p> <p>「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）によれば、騒音及び振動の調査対象地域は概ね施設敷地境界より100m程度とされていることから、それ以上の離隔が確保されているため、事業の推進に影響を与える生活環境保全上の課題はないと判断します。</p> <p>一方、ごみ搬入車両の運行ルートとなる大野前通りには民家があることから、<b>今後実施する生活環境影響調査において影響の有無を検討することとします。</b></p>
	日照阻害	<p>当該建設候補地境界と日照阻害に係る保全対象となる施設（特別養護老人ホーム和光苑）の用地境界との離隔は約7mです。また、建設候補地の東側及び西側には畑地があります。</p> <p>よって<b>事業の推進に影響を与える日照阻害に係る課題はある</b>と判断します。今後、施設整備により影響が生じる場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省計用発第4号、最近改正平成15年国土交通省国総国調第46号）及び「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針（案）」（平成16年6月23日中央用地対策連絡協議会理事会申し合せ）に準じた検討が必要となります。</p>
	人口集中地区との距離	<p>当該建設候補地と人口集中地区（DID）との距離は約380mです。</p> <p>民家・集落との距離と同様、施設敷地境界から100m以上の離隔が確保されているため、<b>事業の推進に影響を与える生活環境保全上の課題はない</b>と判断します。</p>
インフラ整備状況	道路	<p>現清掃センターでも利用している2車線道路に接道しています。</p> <p>よって新たに道路の拡幅を行う必要はないことから、<b>事業の推進に影響を与える道路整備上の課題はない</b>と判断します。</p>
	給水	<p>当該建設候補地となる旧焼却場にはφ25mmの給水管が引き込まれています。また、前面道路にはφ150mmの給水本管が敷設されています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える給水上の課題はない</b>と判断します。</p>
	排水（污水）	<p>当該建設候補地は、荒川右岸流域下水道新河岸第19処理分区東部第2分区に属しており、前面道路には東部第1号污水幹線が敷設されています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える污水排水上の課題はない</b>と判断します。</p>

表 5-7(7) 建設候補地の適性評価結果

評価項目		適性評価の結果及び抽出された課題
インフラ 整備状況	電気	<p>現清掃センターでも利用している高圧線への接続は可能と見込まれます。一方、発電設備を設け売電を行う場合（2,000kW 以上では特別高圧線に接続）には、仕様が具体化した段階で、東京電力との事前協議が必要となります。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える受電上の課題はある</b>と判断します。今後、電力会社との協議を行い、課題・問題点を明らかにする必要があります。</p>
収集・運搬	車両集中	<p>和光市以外に朝霞市からのごみが持ち込まれることから収集車両及び持込車両の台数が大幅に増加することが考えられます。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える収集・運搬上の課題はある</b>と判断します。施設配置を検討するにあたり、<b>十分な滞留台数を確保</b>できるようにするなど対策を検討する必要があります。</p>
将来計画 と土地利 用	将来計画	<p>2020 年度を目標年度とする「第四次和光市総合振興計画基本構想（改訂版）（2011～2020）」においては、荒川沿いの北側低地において土地区画整理事業が予定されているものの、当該地点は事業対象範囲から外れています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える将来計画に関する課題はない</b>と判断する。</p>
	土地利用計画	<p>現時点で得られている情報によれば、拡張予定範囲を含む建設候補地における将来的な土地利用計画は予定されていません。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える土地利用計画に関する課題はない</b>と判断します。</p>
	地域活性化への貢献	<p>現有施設では余熱利用は場内の給湯に留まっています。令和 10 年度に稼働を目指す広域処理施設では<b>現有施設よりも施設規模が大きくなり熱発生量も増える</b>ことから発生する廃棄物エネルギーの活用を検討していく必要があります。</p>
その他	景観への影響	<p>和光市においては、景観法、和光市景観条例に基づく和光市景観計画により、開発行為に対して意匠上の配慮が課せられています。</p> <p>よって、<b>事業の推進に影響を与える景観上の課題はある</b>と判断します。今後、設計を進める中で、<b>関係部局と協議を行い、必要に応じて対策を検討</b>する必要があります。</p>
	史跡・文化財	<p>当該建設候補地及びその周囲では周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていません。</p> <p>また、指定文化財等もありません。</p> <p>よって<b>事業の推進に影響を与える文化財保護上の課題はない</b>と判断します。</p>